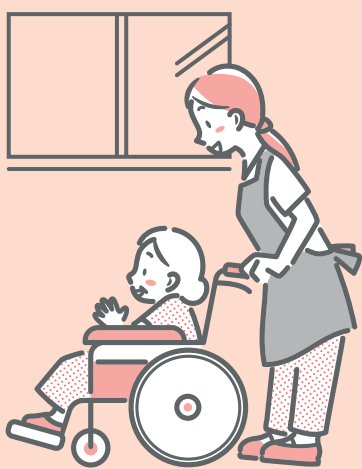


テレワーク導入で育児・介護を行う方の働き方を広げる

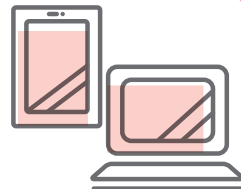
育児・介護との両立のための テレワーク導入 促進助成金

育児・介護^{※1}のための
テレワーク導入が
事業主の
努力義務になります!^{※2}

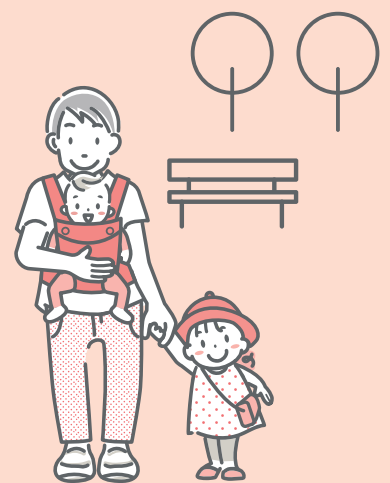
育児・介護と仕事の両立支援を契機とした都内中小企業等のテレワーク導入を促進するため
就業規則の見直しやテレワーク環境構築に係る費用を助成します



テレワーク規程
を整備!



テレワーク機器
を整備!



助成事業	常時雇用する労働者の数	助成金額・助成率
テレワークに関する規程の整備	2~29人	20万円(定額)
	30~300人	
+ テレワーク機器等の整備	2~29人	上限 30万円(助成率:2/3)
	30~300人	上限 80万円(助成率:1/2)

※1 3歳に満たない子を養育する労働者、要介護状態の対象家族を介護する労働者が対象

※2 育児・介護休業法改正(令和7年4月1日施行予定)。詳細は厚生労働省ホームページ等をご確認ください。

申請書類受付・お問い合わせ

公益財団法人東京しごと財団 企業支援部 雇用環境整備課 職場環境整備係

TEL.03-5211-5200(受付時間:平日9時~17時) ※平日12時~13時、土日、祝日、年末年始を除く

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-8-5 住友不動産飯田橋駅前ビル11階 <https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/ikukai-tele.html>



助成金の概要

3歳未満の子供の育児又は介護を行う労働者のためのテレワーク環境整備に係る下記の取組について費用を助成します。

テレワークに関する規程の整備

- 育児や介護を行う労働者のための柔軟な働き方に関する研修を受講
- テレワーク制度(テレワーク規程)を新たに整備し、社内に周知



テレワーク機器等の整備

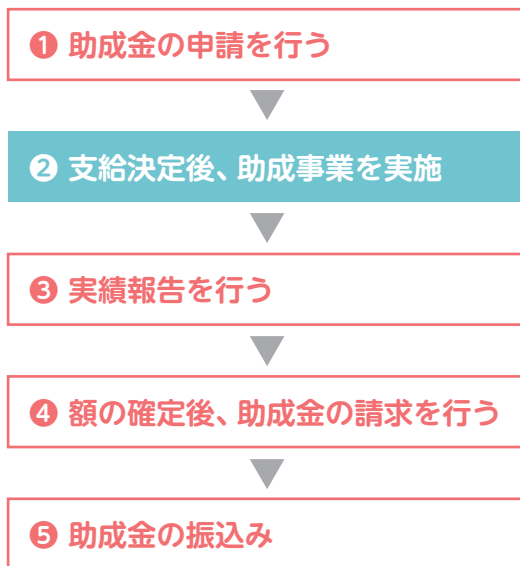
- テレワークに必要な機器等を整備し、社内に周知

助成対象事業者の主な要件

- ✓ 常時雇用する労働者が2人以上300人以下で、都内に本社または事業所を置く中小企業等であること
- ✓ 申請日時点でテレワークに関する規程がないこと

※上記の他にも要件があります。詳細については、募集要項をご確認ください。

申請から助成金振込までの流れ



研修を受講
(研修動画の視聴)



テレワーク
規程の
整備



テレワーク
機器の
整備



テレワーク規程の
整備と機器整備を
社内に周知



※東京しごと財団に書類提出後、各項目にて審査があります。

※テレワークの規程の整備にあたり、助言を希望する場合は、社会保険労務士を派遣します。(費用無料・最大3回)

助成金申請受付期間

令和6年6月3日(月)～令和7年2月28日(金)

※郵送、または電子申請(Jグランツ)のいずれかにより提出してください。来所による持参提出は一切受付できません。

※郵送では締切日の消印有効とし、電子申請では締切日の23時59分までに提出されたものを受付します。

募集要項・申請様式はこちら

育児介護 テレワーク 助成金



<https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/boshu/ikukai-tele.html>



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

